

学校における著作権 ～「著作権法」

- 著作権 →
- I. 著作者人格権：著作者本人に帰属、譲渡不可
 - 「公表権」「同一性保持権(内容の変更・改変を認める権利)」
 - II. 著作者財産権(＝著作権)：譲渡可能
 - 「複製権(コピーする権利)」
 - 「上演・演奏権」「上映権」「口述権」
(演劇・コンサート等で他人の作品を利用する権利)
 - 「公衆送信権(インターネット上にアップロードする権利)」、…



著作権者の許諾無しに「 」内の行為を行うと、法律違反(違法行為)

→ **刑事罰**(懲役・罰金等) + **民事罰**(損害賠償等) + (公務員の場合には)**行政罰**

ただし、“親告罪”

★著作権者の許諾無しで利用できる例外規定 (下線部は 2010/01 施行の法改正追加分：)

第30条 私的使用のための複製

著作権の目的となつている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合
- 二 技術的保護手段の回避により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合

三 著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

第31条 図書館等における複製

…書籍複写機は自動複製装置の例外

第32条 引用

第32条 教科用図書等への掲載

第35条 学校その他の教育機関における複製等

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において**教育を担任する者及び授業を受ける者**は、その**授業の過程における使用**に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、(中略)当該授業が行われる場所以外の場所において**当該授業を同時に受ける者**に対して公衆送信を行うことができる。…**遠隔授業(eラーニング)**

第36条 試験問題としての複製等

第37条 視覚障害者等のための複製等

…点字・文字拡大等

第37条の2 聴覚障害者等のための複製等

…字幕・手話の付与等

第38条 営利を目的としない上演等

公表された著作物は、**営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合**には、公に**上演し、演奏し、上映し、又は口述**することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信を行うことができる。…**放送番組のネット配信等**

3 放送され、又は有線放送される著作物(自動公衆送信を含む。)は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家
庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。…**施設内でのテレビ放映・BGM等**

4 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受け
ない場合には、その複製物の貸与により公衆に提供することができる。…**図書館のCD貸出等**

5 第4項の例外規定

…**映画等の場合は補償金が必要**